

最低制限価格の算定方法の見直しについて

八代市が委託する清掃等業務委託の競争入札に係る最低制限価格の算定方法について、次のとおり見直しを行いました。

1 見直し箇所

八代市清掃等業務委託に係る最低制限価格制度事務取扱要領新旧対照表

改正案	現 行
<p>(対象)</p> <p>第2条 最低制限価格の設定の対象とする業務委託は、次に掲げる業務とする。</p> <p>(1) 建物等清掃業務</p> <p>(2) 建物等の保守管理業務</p> <p>(3) ごみ収集運搬業務</p> <p>(4) 樹木管理・除草業務</p> <p>(5) 給食調理業務</p> <p>(6) その他特に市長が認めるもの</p> <p>(最低制限価格の算定方法)</p> <p>第3条 最低制限価格は、予定価格に<u>10分の7.5</u>を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に、1.00000から1.01000までの範囲内で無作為に抽出した係数を乗じて得た金額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。</p>	<p>(対象)</p> <p>第2条 最低制限価格の設定の対象とする業務委託は、次に掲げる業務とする。</p> <p>(1) 建物等清掃業務</p> <p>(2) 建物等の保守管理業務</p> <p>(3) ごみ収集運搬業務</p> <p>(4) 樹木管理・除草業務</p> <p>(5) 給食調理業務</p> <p>(6) その他特に市長が認めるもの</p> <p>(最低制限価格の算定方法)</p> <p>第3条 最低制限価格は、予定価格に<u>10分の7</u>を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に、1.00000から1.01000までの範囲内で無作為に抽出した係数を乗じて得た金額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。</p>

2 施行期日

令和2年4月1日(同日以後に入札公告又は指名通知を行う競争入札案件から適用)